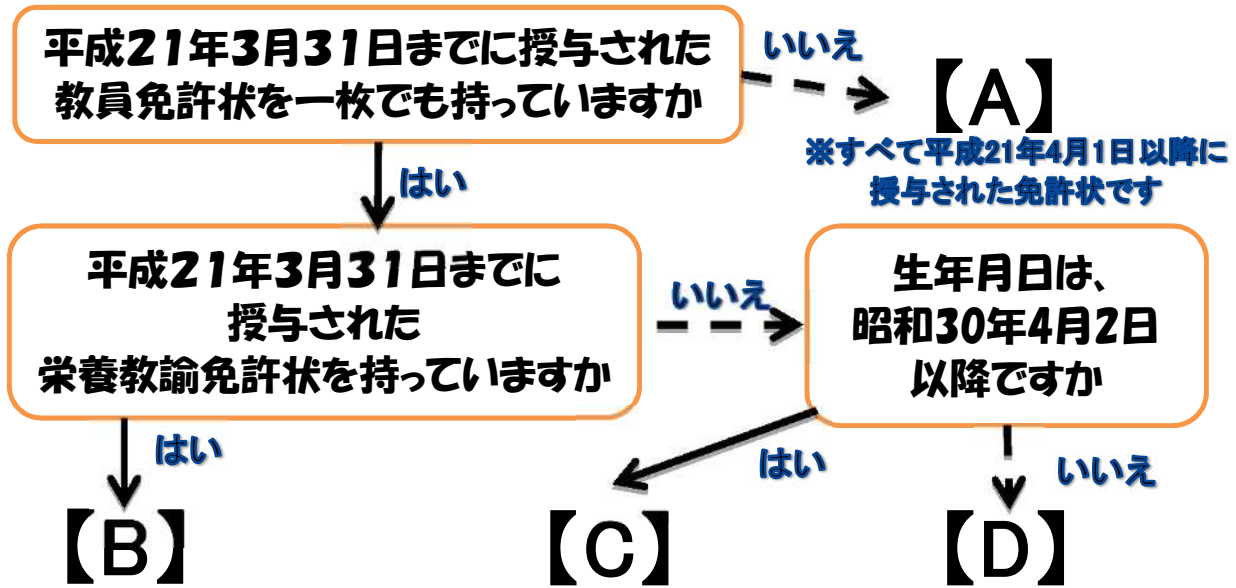


< 教員免許状の有効期間の満了の日 (修了確認期限) >

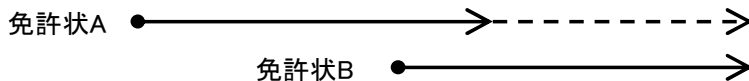


【A】 あなたは『新免許状』所持者です。
免許状に記載された『有効期間の満了の日』まで教員として働くことができます。

[確認のポイント]

新免許状の有効期間が継続している場合、『すべての免許の中で最も遅い有効期間の満了の日』または『更新等の証明書に記載された有効期間とすべての免許の有効期間満了の日の中で最も遅い日』となります(注)。

(例) 免許状A(授与年月日:平成22年3月31日、有効期間満了日:平成32年(令和2年・2020年)3月31日)の取得後に、
免許状B(授与年月日:平成30年3月31日、有効期間満了日:平成40年(令和10年・2028年)3月31日)を取得
⇒ 免許状Aの有効期間満了日も平成40年(令和10年・2028年)3月31日となります。



(注)更新手続期間(2年間)中に更新・免除の手続を終了し、かつ、この期間中に新しい免許状の授与を受けることは、できるだけ避けてください(更新・免除の証明書が無効となり、有効期間満了の日が上記の「最も遅い日」にならない場合があるため)。

【A】 有効期間の満了の日が経過した場合、免許は失効します。

【B】 あなたは『旧免許状』所持者です。栄養教諭免許状の特例に該当しますので、最初の修了確認期限は栄養教諭免許状の授与年月日をもとに<表2>で確認します。
更新等の手続をしている場合は更新等の証明書に記載された修了確認期限となります。

【C】 あなたは『旧免許状』所持者です。
最初の修了確認期限は生年月日をもとに<表1>で確認します。
更新等の手続をしている場合は更新等の証明書に記載された修了確認期限となります。

【B】【C】 <修了確認期限の日が経過した場合> 修了確認期限の日の24時に、
○更新講習の受講義務がある者(現職教員等)・・免許は失効(免許返納)
●上記以外の者・・免許状は休眠状態(失効はしていないが、更新制がある間(令和4年6月30日まで)は教員として勤務できない)

【D】 あなたは『旧免許状』所持者です。
更新等の手続を行う必要はありません。生涯有効な免許状です。

〈表1〉旧免許状所持者の生年月日による修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	【参考】2回目の修了確認期限(注)
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成33年 } 3月31日 令和3年 } 2021年 }
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成34年 } 3月31日 令和4年 } 2022年 }
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成35年 } 3月31日 令和5年 } 2023年 }
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成36年 } 3月31日 令和6年 } 2024年 }
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成37年 } 3月31日 令和7年 } 2025年 }
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成38年 } 3月31日 令和8年 } 2026年 }
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成39年 } 3月31日 令和9年 } 2027年 }
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成40年 } 3月31日 令和10年 } 2028年 }
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成41年 } 3月31日 令和11年 } 2029年 }
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年 } 3月31日 令和2年 } 2020年 }	平成42年 } 3月31日 令和12年 } 2030年 }

(注) 最初の修了確認期限の時に、更新又は免除を行った場合の、2回目の修了確認期限を参考までに表示(各自の修了確認期限は、更新・免除・延期・回復等の申請後に発行された更新等証明書で必ず確認してください。)

〈表2〉栄養教諭免許状所持者の修了確認期限の特例

	次の時期に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	最初の修了確認期限	【参考】2回目の修了確認期限(注)
①	平成18年3月31日以前	平成28年3月31日	〈表1〉の最初の修了確認期限が同じものを参照
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	平成29年3月31日	
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	平成30年3月31日	
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	平成31年3月31日	

● 更新講習受講期間・更新等申請期間(修了確認期限から遡って算出してください)

